

入 札 説 明 書

令和 7 年度大気汚染常時監視測定機保守点検業務（堀場製作所製）に係る一般競争入札については次のとおりとする。

1 業務

(1) 業務名

令和 7 年度大気汚染常時監視測定機保守点検業務（堀場製作所製）

(2) 業務の内容

令和 7 年度「大気汚染常時監視測定機保守点検業務（堀場製作所製）仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

次の(1)～(7)までのすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号の規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 標記業務に必要な技術を有し、交換部品の調達が可能であること。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 45 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格を確認するために必要となる書類

ア．入札参加資格確認申請書

イ．標記業務に必要な技術を有し、交換部品の調達が可能であることを示す書類

（代理店証明書、過去 2 年間に国又は地方公共団体と行った、種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約書の写し（2 回以上）等）

ウ．入札にあたって代理人を定める場合は、その委任状（復代理人を定める場合はその委任状）

(2) 書類の提出期限等

ア．提出期限 令和 7 年 10 月 7 日(火) 午後 3 時（郵送の場合は同日必着）

ただし、(1)のウ．の書類については、入札執行前まで受け付ける。

イ．提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町 128 番地（東庁舎 4 階）

島根県環境生活部環境政策課モニタリング係

(3)入札参加資格審査結果

入札を執行するまでに通知する。

4 提出書類の補正

上記 3 により提出した書類に不備があり、補正することを求められた場合は入札日時までに遅滞なく当該書類の補正を行うこと。

5 入札の日時及び場所

(1)日時：令和 7 年 10 月 10 日(金) 10 時 15 分から

(2)場所：島根県庁 東庁舎 2 階 201 会議室

6 入札の方法等

(1)入札の方法

- ア. 入札者（入札権限等を委任された代理人、複代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。
- イ. 入札者は、履行に係る一切の諸経費を含め契約金額を見積もること。
- ウ. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- エ. 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- オ. 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2)代理人による入札

- ア. 代理人（受任者を除く。以下同じ）が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに委任状を提出しなければならない。
- イ. 入札者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3)入札保証金

- ア. 島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札書提出時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
- イ. 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。
- ウ. 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。
 - （ア）納付場所
島根県出納局審査指導課
 - （イ）納付時期
令和 7 年 10 月 9 日 13 時から 17 時まで又は令和 7 年 10 月 10 日 9 時から 10 時 15 分まで
- エ. 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- オ. 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

(4)開札の方法

- ア．開札は、入札者又はその代理人及び島根県環境生活部環境政策課職員が立ち会って行う。
- イ．入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札の場所を退場することはできない。
- ウ．開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。

(5)再度入札

- ア．再度入札は2回まで行うこととする。（合計3回）
- イ．入札者のうち再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。
- ウ．入札参加者が1人となったときは、再度入札は行わない。

(6)落札者の決定方法

- 島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格を変更しない。

(7)入札の取り止め又は延期

- 不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(8)入札の無効

- 入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、その他の島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(9)落札の通知

- 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

7 契約

(1)契約条項

- 別添契約書案のとおりとする。

(2)前金払・部分払

- なし。

(3)契約書の作成

- ア．落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により7日以内に契約を締結するものとする。
- イ．地方自治法第234条第5項の規定により知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4)契約保証金

- ア．島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
 - なお、契約保証金の免除に関する制約書の提出があった場合は、同規則第69条の2第7号に該当するものとする。
- イ．契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- ウ．契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。
 - (ア) 納付場所

島根県出納局審査指導課

(イ) 納付時期

落札の日から 14 日以内

エ. 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付するものとする。

8 質疑

(1) 入札説明書等に対する質疑

入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、質疑票により令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 3 時までに提出すること。（ファクシミリ可）

(2) 提出先

3 (2) イと同じ。

9 入札説明書添付資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 委任状
- (3) 入札書（記入例、注意事項あり）、参考資料①②
- (4) 契約書案
- (5) 仕様書
- (6) 質疑票